

史跡城の山古墳整備基本設計業務委託 実施 設計書				調 査	伊東 崇
				設 計	伊東 崇
業 務 委 託 番 号			履行場所・納入場所		
			胎 内 市 大塚 地 内		
		実 施 ・ 元		変 更	
設 計 額		円		円	
契 約 額		円		円	
(内 消 費 税 額)		(円)		(円)	
履 行 期 間 等		契約締結日(令和7年5月)から令和8年3月31日			
実 施 (元) 設 計 概 要	史跡 城の山古墳整備基本設計業務 1.0式		変 更 設 計 概 要		

委 託 費 内 訳 書

No. 1

業務区分	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
令和7年度 史跡 城の山古墳整備基本設計業務委託									
直接人件費									
1. 基本設計	1	式							明細書第1号表
2. 関係機関事前協議	1	式							明細書第2号表
3. イメージ図作成	1	式							明細書第3号表
4. 打合せ協議	1	式							明細書第4号表
直接経費									
1. 旅費交通費	1	式							明細書第5号表
2. 電子成果品作成費	1	式							明細書第5号表
その他原価	1	式							
一般管理費等	1	式							
小計									
消費税相当額									
業務委託料計									

胎 内 市

明 細 書 第 1 号 表

名 称	単 位	実 施 元 設 計			変 更 設 計			適 用
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
1. 基本設計								
(1) 与条件の細部検討								
主任技術	人							
技師A	人							
技師B	人							
(2) 諸施設の検討及び設定								
技師長	人							
主任技術	人							
技師A	人							
技師B	人							
(3) 基本設計図の作成								
技師A	人							
技師B	人							
技師C	人							
技術員	人							
(4) 概算工事費の算出								
技師B	人							
技師C	人							
技術員	人							
(5) 基本設計説明書の作成								
主任技術	人							
技師A	人							
技師B	人							
(6) 照査								
技師長	人							
主任技術	人							
技師A	人							
直接人件費計	式	1.0						
単位あたり	式	1.0						

胎 内 市

明 細 書 第 2 号 表

名 称	単 位	実 施 元 設 計			変 更 設 計			適 用
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
2. 関係機関事前協議								
(1) 関係機関事前協議 (1機関当り)								
主任技師	人							
技師B	人							
技師C	人							
直接人件費計	式	1.0						
単位あたり	式	1.0						

胎 内 市

明 細 書 第 3 号 表

名 称	単 位	実 施 元 設 計			変 更 設 計			適 用
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
3. イメージ図作成								
(1) A3サイズ1枚又はA4サイズ2枚								
技師B	人							
技師C	人							
直接人件費計	式	1.0						
単位あたり	式	1.0						

胎 内 市

明 細 書 第 4 号 表

名 称	単 位	実 施 元 設 計			変 更 設 計			適 用
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
4. 打合せ協議								
(1) 業務着手時								
主任技師	人							
技師A	人							
技師B	人							
(2) 中間打合せ (2回)								
主任技師	人							
技師A	人							
技師B	人							
(3) 成果品納入時								
主任技師	人							
技師A	人							
技師B	人							
直接人件費計	式	1.0						
単位あたり	式	1.0						

胎 内 市

明 細 書 第 5 号 表

[illegible]

胎 内 市

史跡城の山古墳整備基本設計業務委託仕様書

1. 業務目的 史跡城の山古墳の整備に係る整備基本設計業務
2. 委託件名 史跡城の山古墳整備基本設計業務委託
3. 履行場所 胎内市 大塚地内
4. 委託期間 契約締結日（令和7年5月）から令和8年3月31日
5. 業務内容 史跡城の山古墳の整備において、史跡城の山古墳整備基本計画に基づき、実施設計の指標が明確となりうる概要の設計を行う。
6. 施設備品の使用
業務に必要な器具、資材等は、受託者の負担において用意とする。
7. 検査の実施
受託者は、本業務実施期間中、委託者と緊密な連絡を保ち、各業務途中においても必要に応じて委託者による中間検査を受けるものとする。
受託者は、本業務完了時に、業務完了報告書等の必要書類を委託者に提出し、主任技術者立会いの下、委託者の検査を受け、検査の合格をもって本業務の完了とする。検査において受託者の誤りに起因する不良箇所が発見された場合は、受託者の責任において速やかに修正を行うものとする。
8. かし担保
受託者は、業務完了後といえども、既納入成果品及び履行場所等に受託者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに修正を行わなければならない。尚、これに要する費用は受託者の負担とする。
9. 損害賠償
業務の実施中に生じた諸事故及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡するとともに、その状況及び処理内容を文書により市に報告しなければならない。事故の対応については、委託者の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。
10. 委託料の支払
【年額】委託業務が完了した後に行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
11. 再委託の禁止
受託者は、受託した業務委託を第三者に委託してはならない。ただし、書面により委託者から承諾を受けた場合は、この限りではない。
12. 法令上の責務
受託者は、受託者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、委託者に対し責任を及ぼさないものとする。
13. 秘密の保持
受託者は、本業務委託の履行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。業務完了後も同様とする。

14. 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、胎内市財務規則別記2 委託契約約款別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

15. 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者の責により使用すること。

16. 著作権の譲渡等

受託者は、業務の成果物に係る著作権を、当該成果物引渡し時に、委託者に譲渡するものとする。委託者が、譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含むものとする。

17. その他

胎内市財務規則、同規則別記2の委託契約約款及び本仕様書に基づき業務を履行するものとし、定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上決定するものとする。

史跡城の山古墳整備基本設計業務について

◎令和7年度に『史跡城の山古墳整備基本設計』の作成に着手予定

(墳丘保存ゾーン、ふれあい・学習ゾーン、約 5,720 m²)

◎委託期間は、契約締結日(令和7年5月)から令和8年3月31日

<協議・委員会予定>

- ・文化庁協議：1回(7～9月)
- ・県協議：2回(6月、2月)
- ・「史跡 城の山古墳整備基本設計作成委員会」：3回(6月、10月、2月)
(委員6名、オブザーバー2名、事務局7名)

<設計業務>

- ・設計業務は、コンサルタントに委託予定

<事業主体>

- ・事業主体：胎内市教育委員会 生涯学習課

<史跡城の山古墳 整備基本設計業務委託 概要>

基本設計は整備基本計画に基づき、実施設計の指標が明確となるうる概要の設計を行うもの

内容	詳細	備考
1. 基本設計	与条件の細部検討	城の山古墳保存活用計画、整備基本計画、各種調査結果を吟味し検討する。
	諸施設の検討及び設定	与条件の細部検討に基づき個々の施設について位置、規模及び内容を検討し、概略構造を設定する。
	基本設計図の作成	設定された施設の位置、規模及び内容等を平面図としてまとめ、概略構造図、断面図、模式図等の作成。
	概算工事費の算出	基本設計図に基づき工事費を工程ごとに算出
	基本設計説明書の作成	
	照査	設計内容の確認作業
2. 関係機関事前協議	関係機関事前協議(2機関)	県農地事務所、土地改良区を想定
3. イメージ図作成	イメージ図作成	A3サイズ1枚又はA4サイズ2枚 完成予想図(俯瞰図)
4. 打合せ協議	業務着手時	
	中間打合せ(2回)	
	成果品納入時	

- ・上記業務内容について疑義がある場合は市と協議するものとする。

『史跡 城の山古墳 整備基本計画』事業計画(R7年度現在)

整備スケジュール(R7年度現在)

事業年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
事業内容				現地見学会		工事見学会	講演会	墳丘部 オープン	指定地 グランドオー プン	シンポジウム 古墳まつり
墳丘保存ゾーン	用地測量 地形測量			基本設計	実施設計		墳丘部工事			
ふれあい学習ゾーン				基本設計	実施設計	造成工事		植栽等工事		
			農地転用	用地取得						
		発掘調査	発掘調査	地質調査						
緩衝ゾーン		発掘調査				基本設計	実施設計	保護盛土		
公開・活用施設 (ガイダンス施設)	奥山荘歴史館で展示							整備計画改訂	基本設計	実施設計
周辺地域の環境保 全					地域住民との環境保全のための協議					
公開・活用に関す る計画	市内学校での学習			現地見学会		工事見学会	講演会	祭礼儀式の再現イベント		古墳まつり
管理・運営に関する計画										
組織づくり							城の山古墳サポートクラブ (仮)創設	ガイド、 サポートクラブ スタート		
管理							地域住民・学校との協議に よる管理など	ガイド、 サポートクラブ スタート		

○整備スケジュール:

令和元年度に保存活用計画、令和3年度に整備基本計画を策定。令和5・6年度に墳丘規模を把握するための確認調査を実施。当初予定では、発掘調査予定が令和5年度の単年度計画であったが、発掘調査指導委員会、県、国の指導により令和6年度に引き続き実施することとなり、スケジュール全体が1年ずれこんでいる。

令和7年度に墳丘保存ゾーン及びふれあい・学習ゾーンの基本設計、令和8年度に実施設計を予定し、令和9～11年度に造成工事(園路・平面表示・サイン等)、植栽工事を予定。令和11年度にガイダンス施設を含めた整備基本計画改訂、令和12年度に基本設計、令和13年度にガイダンス施設実施設計。令和14年度にガイダンス工事を予定。

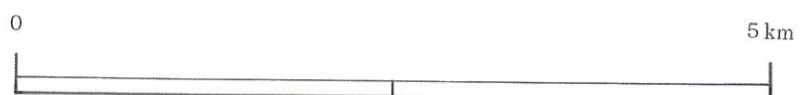


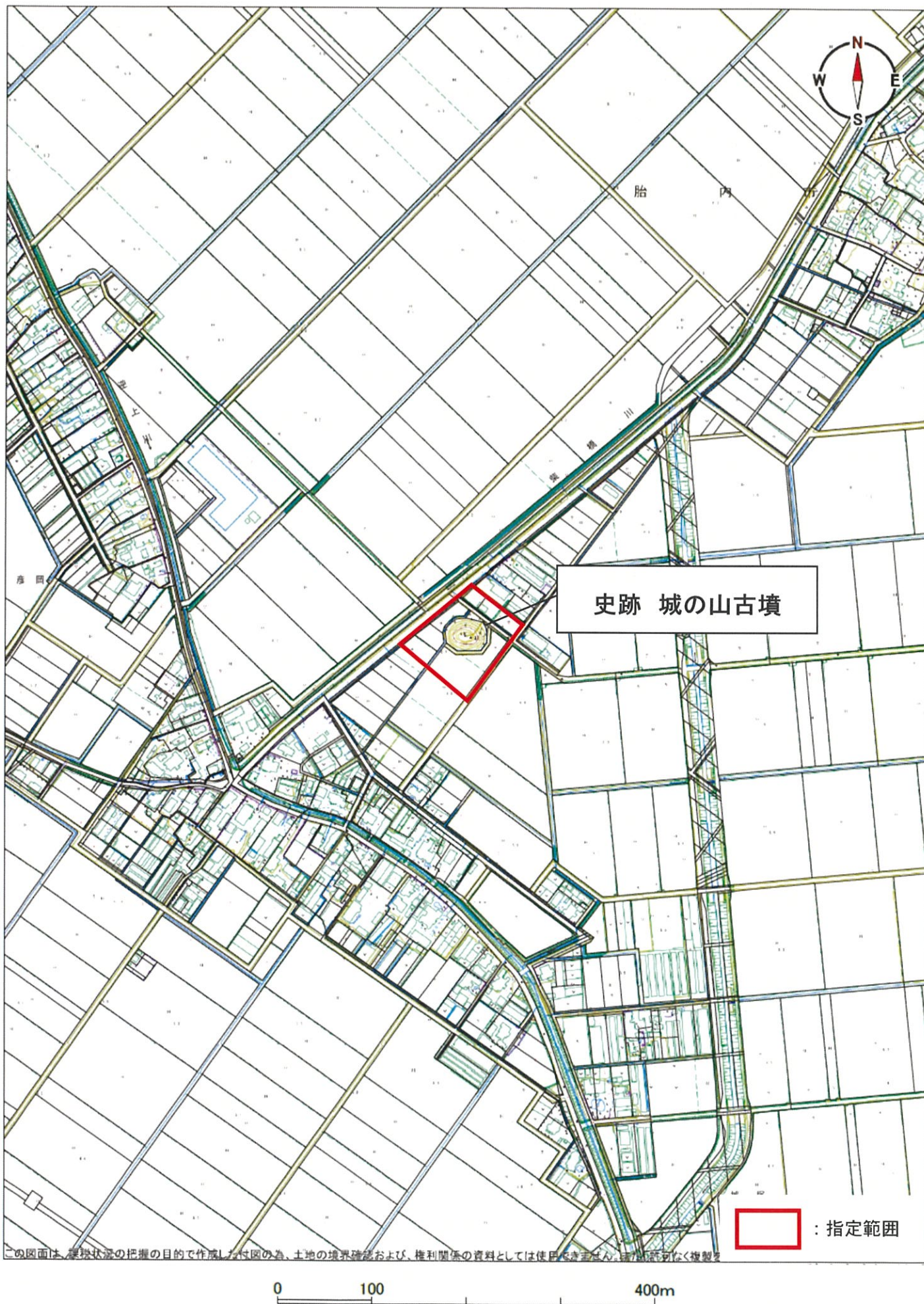
第1図 胎内市位置図



城の山古墳位置図

所在地：新潟県胎内市大塚 100





史跡 城の山古墳 位置図（指定範囲図）

史跡城の山古墳 基本計画図



図5-4 城の山古墳整備基本計画案



- 国指定範囲
- 令和 7 年度
整備基本設計 事業対象箇所

令和 7 年度 史跡 城の山古墳 整備基本設計 指定地平面図



 : 指定範囲

 : 事業対象箇所

令和 7 年度 史跡 城の山古墳 整備基本設計 事業対象箇所

史跡城の山古墳 整備基本計画



令和4年3月
新潟県胎内市教育委員会

第5章 整備基本計画の策定

第1節 ゾーニング・全体配置計画

整備・活用に関する基本方針をうけて全体計画とゾーニングを行う。

(1) 周辺とのゾーン区分及び動線計画

本史跡の整備活用にあたっては、図5-1に示すゾーニング及び動線計画に基づいた整備とし、周辺の施設・ゾーンと連携した保存・活用を進める。

近隣の市有地をサービスゾーンとし、駐車場や駐輪場、便益施設(トイレ等)を確保する。また、出土品の展示については、現在、本史跡の出土品を展示している「奥山荘歴史館」で引き続き展示し、将来的には近傍にガイダンス施設を設置して展示することを検討する。

本史跡への利活用者動線は、中条駅方面から自転車などによる動線及びサービスゾーンで車を停め自転車や徒歩による動線を想定する。

また、本史跡に関連する遺跡が埋蔵されている同時期の遺跡埋蔵ゾーンや史跡奥山荘城館遺跡と一体的な活用についても検討する。

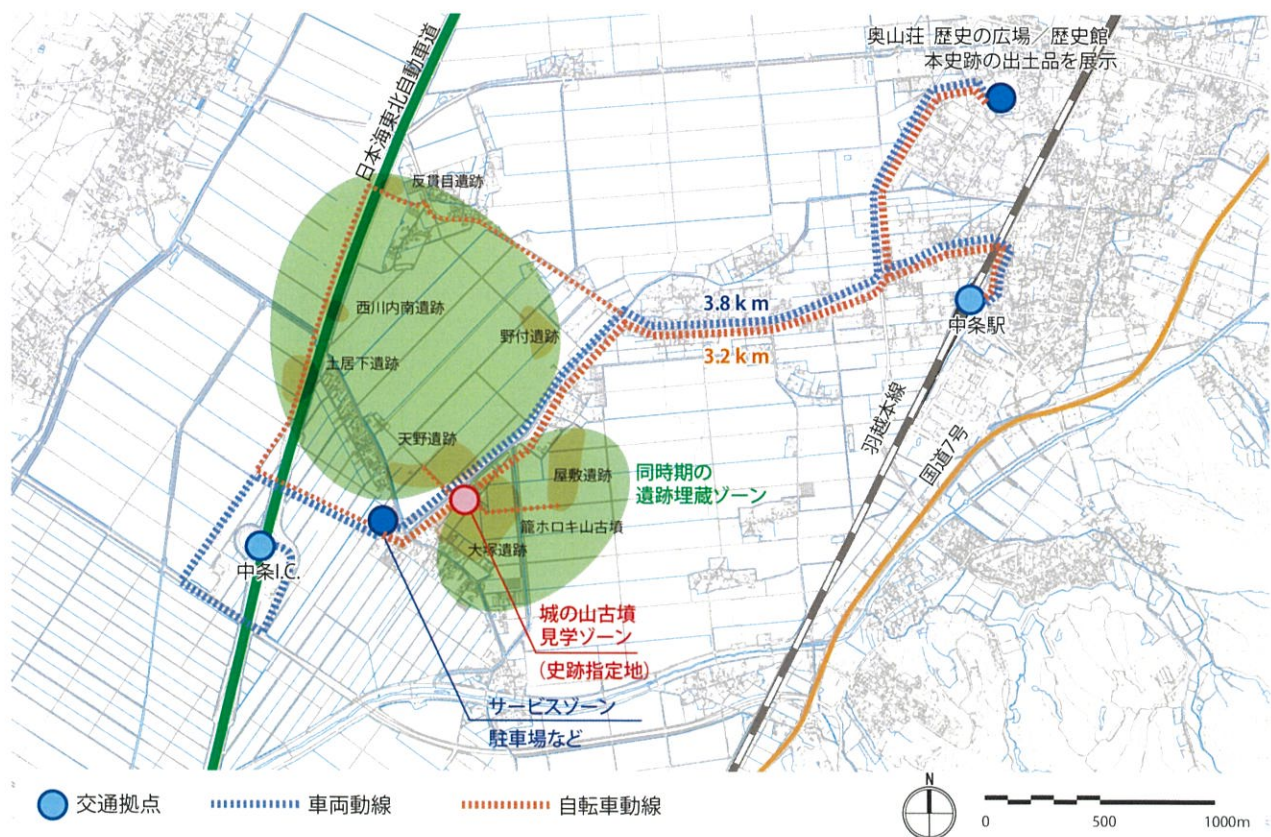


図5-1 周辺とのゾーン区分及び動線計画図

(2) 史跡指定地内のゾーニング

史跡指定地内の整備にあたっては、整備方針により以下の3つのゾーンに地区区分する。

表 5-1 史跡指定地内のゾーニング

	機能	整備項目
①墳丘保存ゾーン	・現在の墳丘形状を保存する。 ・適切な保護盛土を施し、木棺位置等を示す最小限の遺構表示を行う。	・保護盛土 ・解説サイン、展望サイン ・木棺、墓坑の平面表示 ・階段
②ふれあい・学習ゾーン	・基本的には広場とし、史跡を見学する際の説明を実施するスペースとして利用する。 ・市民が本史跡を身近に感じられるよう、古墳の傍で散歩等の日常利用やイベント利用することを想定する。 ・墳丘形状の眺望を遮蔽するような施設は設置しない。 ※ゾーン南側は農用区域であり（図 1-2）土地改良事業の工事完了翌年から8年後の令和6年（2024）の農地除外要件期間終了をまって、整備に着手する。	・保護盛土 ・芝生広場 ・駐輪スペース ・案内・解説サイン ・園路 ・ベンチ、スツール ・低木植栽 ・東屋
③緩衝ゾーン	・北側は民家に隣接していることから、利用者が集中する施設は設置せず、近隣とのバッファゾーンとする。	・保護盛土等

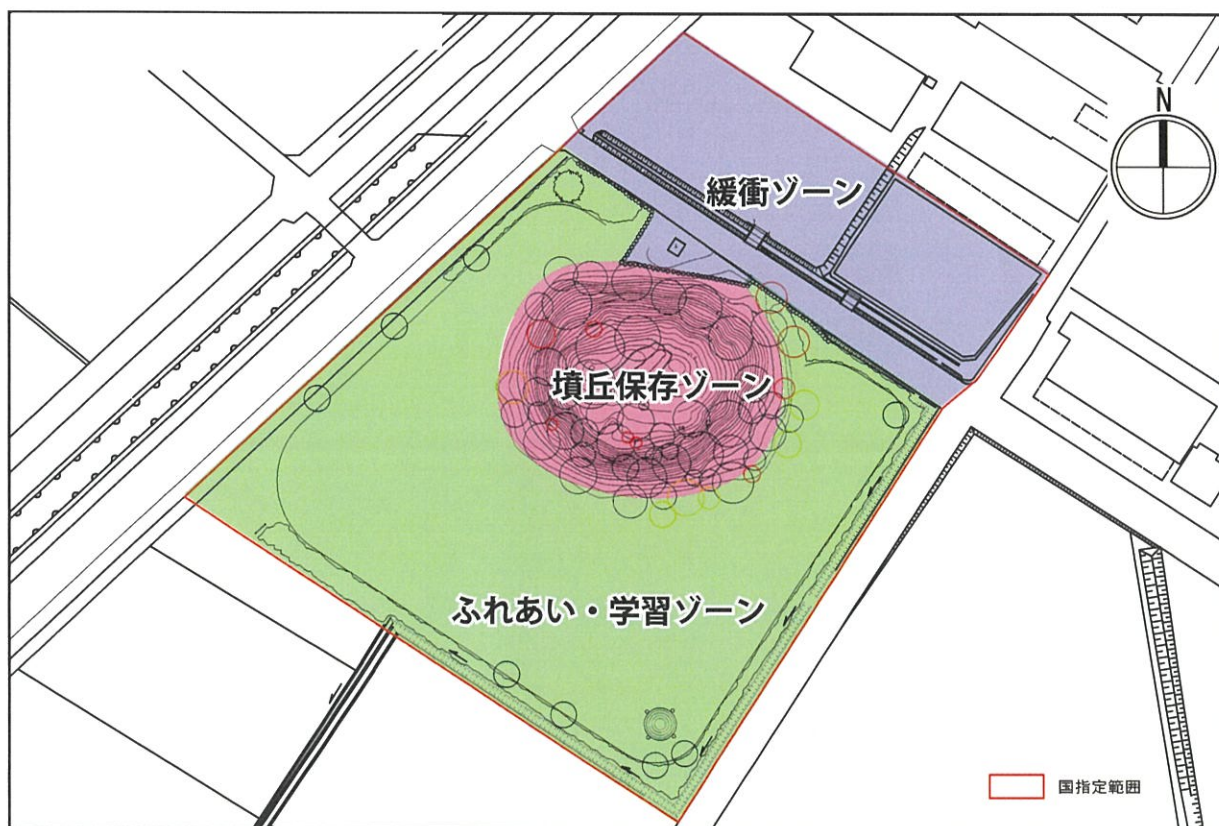


図 5-2 史跡指定地内の整備ゾーニング図

(3) 史跡指定地内の動線計画

史跡指定地内の整備にあたっては、利用者のアクセスから以下のような動線計画を設定し、これをふまえた整備とする。

本史跡へのアクセスは、図 5-1（59 頁参照）に示したように、中条駅方面からは自転車など、サービスゾーンからは自転車、徒歩が想定される。

本史跡のメインエントランスは墳丘西側とし、そこに駐輪スペースを設ける。

メインエントランスから、墳丘及びふれあい・学習ゾーンにアクセスするための動線として、園路・階段を設ける。

メインエントランス及び墳頂部に解説拠点を設置し、解説サインなどを設ける。

史跡指定地の縁部には休憩や古墳を撮影するための拠点を設置する。

これらの拠点及び墳丘の裾部までアクセスする動線については、車椅子やベビーカーでも利用可能な舗装とするが、墳頂への動線についてはスロープの設置が難しいことから階段のみとし、お年寄りなど移動が困難な方については人的対応とする。

墳丘の保護のため、墳丘に登るための動線は階段などにより制限する。また、指定地北東部は、民家に隣接し、墳丘の北側に墓石があることから、北側には利用者が集中する施設は設置しない。

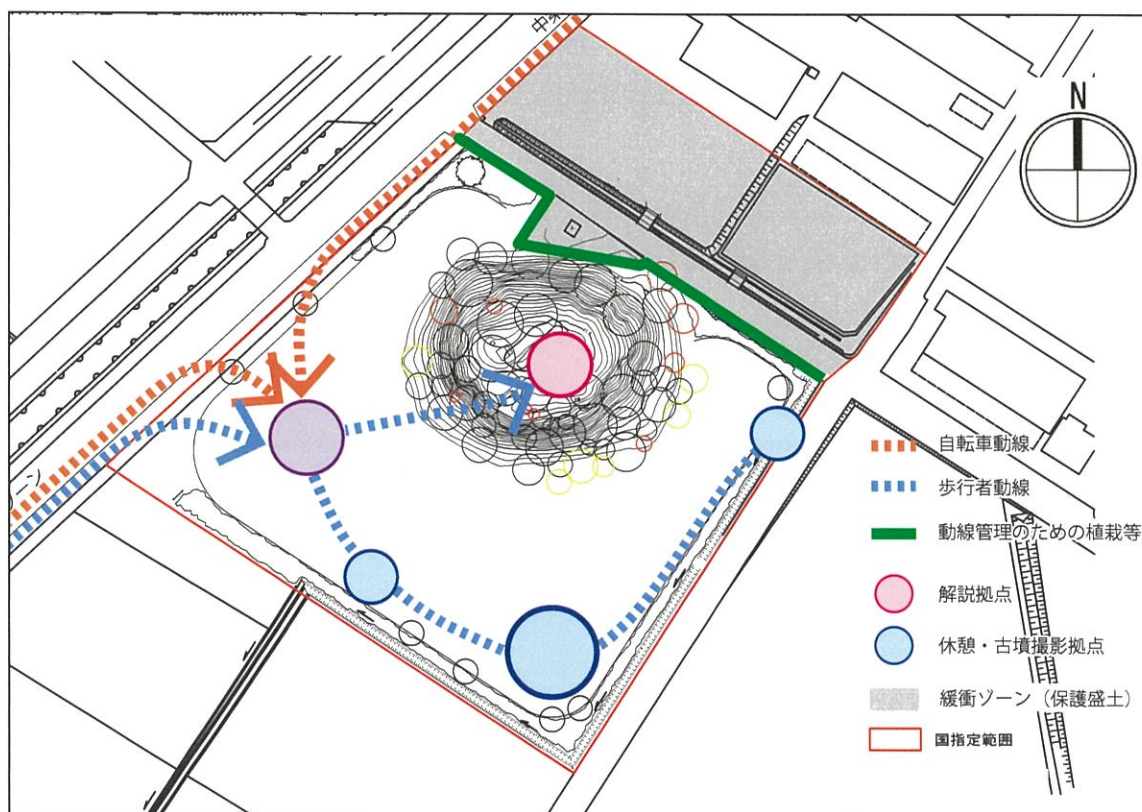


図 5-3 史跡指定地内の動線計画

史跡城の山古墳 基本計画図



図 5-4 城の山古墳整備基本計画案

第2節 遺構の保存に関する計画

史跡指定地内に包蔵されている遺構や遺物などの埋蔵文化財を保存することを第一とし、史跡整備を行う。

特に、墳丘は本史跡の本質的価値を構成する重要な要素であることから、史跡整備にあたっては、これを毀損しないよう十分に配慮するとともに、現在の墳丘の眺望を維持するため、墳丘周辺の地形改変もできる限り最小限となるように努める。

墳丘の大きさ・形状を損なわないよう、利用者動線の管理や適切な排水計画を行うとともに、害獣による穿孔を抑制する措置を施す。

遺構に影響を及ぼす構造物及び墳丘を眺望する際の支障となる構造物については、原則として史跡指定地外に移設する。

また、整備後の活用も、史跡に影響を与えない範囲で実施するものとする。

第3節 地形造成に関する計画

地形造成（墳丘など保護のための盛土等）及び排水に関する計画を以下に示す。

（1）基本事項

本史跡は、平野部に築造された古墳であり、新潟県内では数少ない四方から墳丘を眺望できる古墳である。このことから、原則として、地形造成にあたっては、最小限の地形改変に留め、見学者に墳丘の形状などの誤解を与えるような整備は行わない。

具体的には、墳丘を保護するための盛土及び、現在水田となっている指定地南側の利用にあたり史跡を保護し、水はけを改善するための盛土を施す。

墳丘の保護盛土については、現在の墳形が変わらぬよう一律の厚さを確保する。

（2）墳丘保存ゾーンの造成手法

史跡保存状況で示したとおり、現状における城の山古墳の墳丘は東西 45 m、南北 35 m の楕円形で、周囲の水田からの比高差は約 5.5 m、周囲を巡る農業用水路の法肩からの比高差は約 5.0 m となっている。墳頂部は表土及び盛土が 10cm ～ 30cm ほどあり、以下の基盤部が墳丘盛土となっている。

墳丘の裾部は、発掘調査により中近世の河川によって削られていることが判明しているが、西側は比較的削平されずに残されていると考えられる。

本ゾーンの造成手法は次のように考える。

【造成の方針】

- ・保護盛土は、現在の墳形が変わらぬように全体を一定の厚さとし、後に再検証可能なレベルに盛土する。
- ・保護盛土は、墳丘に影響を及ぼさずに墳頂への動線である階段（図5-5）を施工できる厚さとする。
- ・墳丘上は、現在の地表面から厚さ50cm以上の保護盛土を施す。
- ・墳丘の表面排水は、図5-6のように墳丘周囲に排水路を敷設し、敷地外へ排水する。

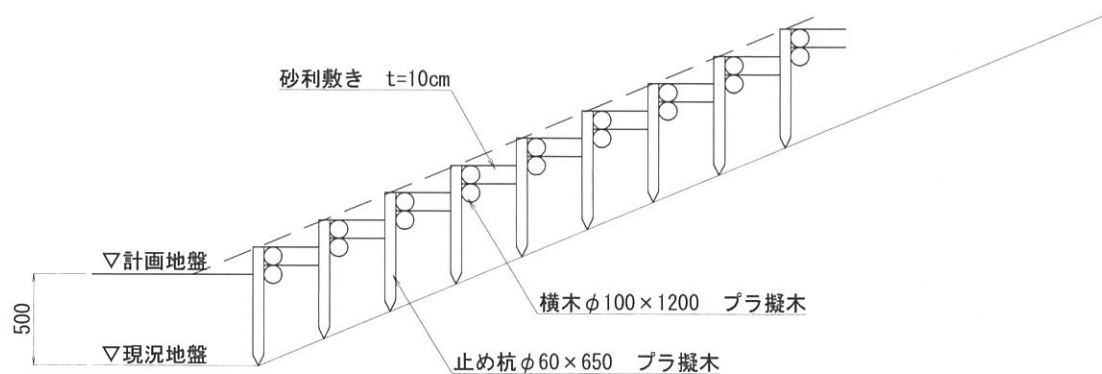


図 5-5 階段の整備イメージ図

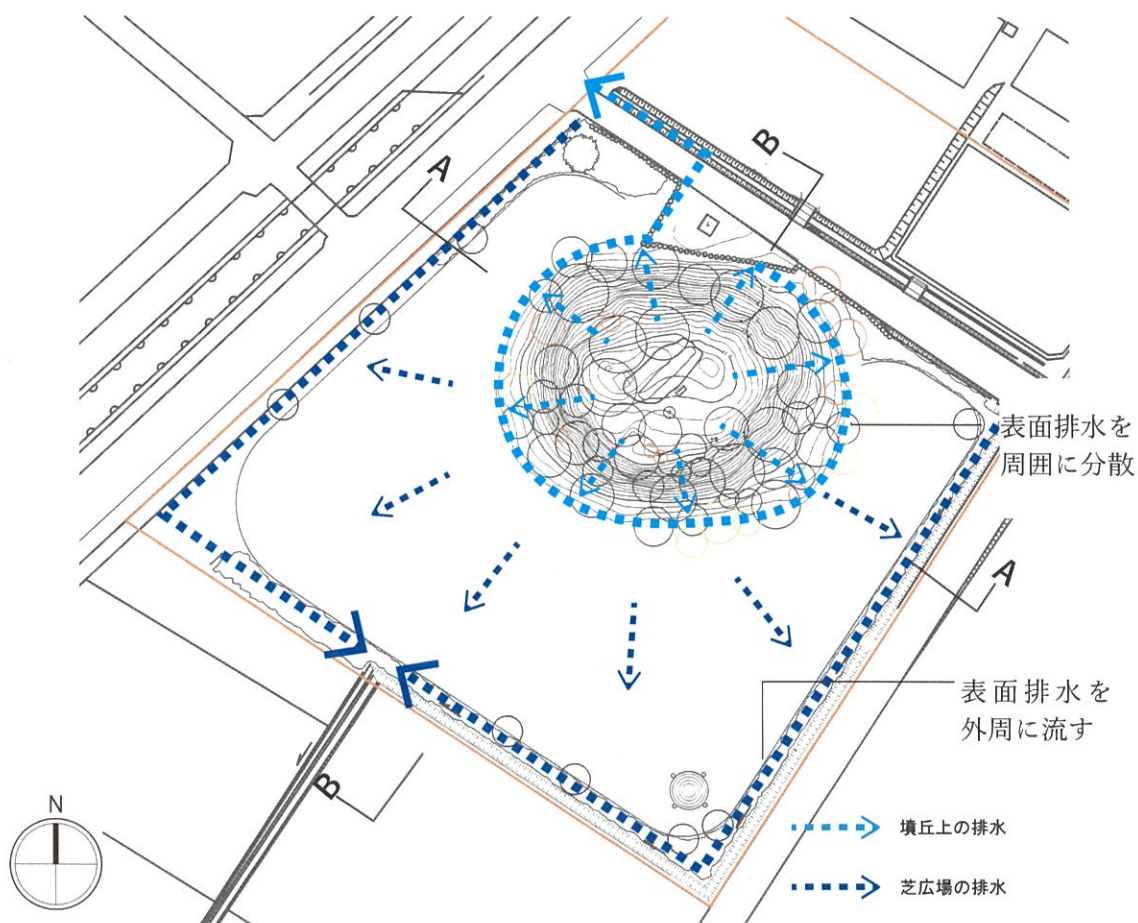


図 5-6 墳丘の排水計画図

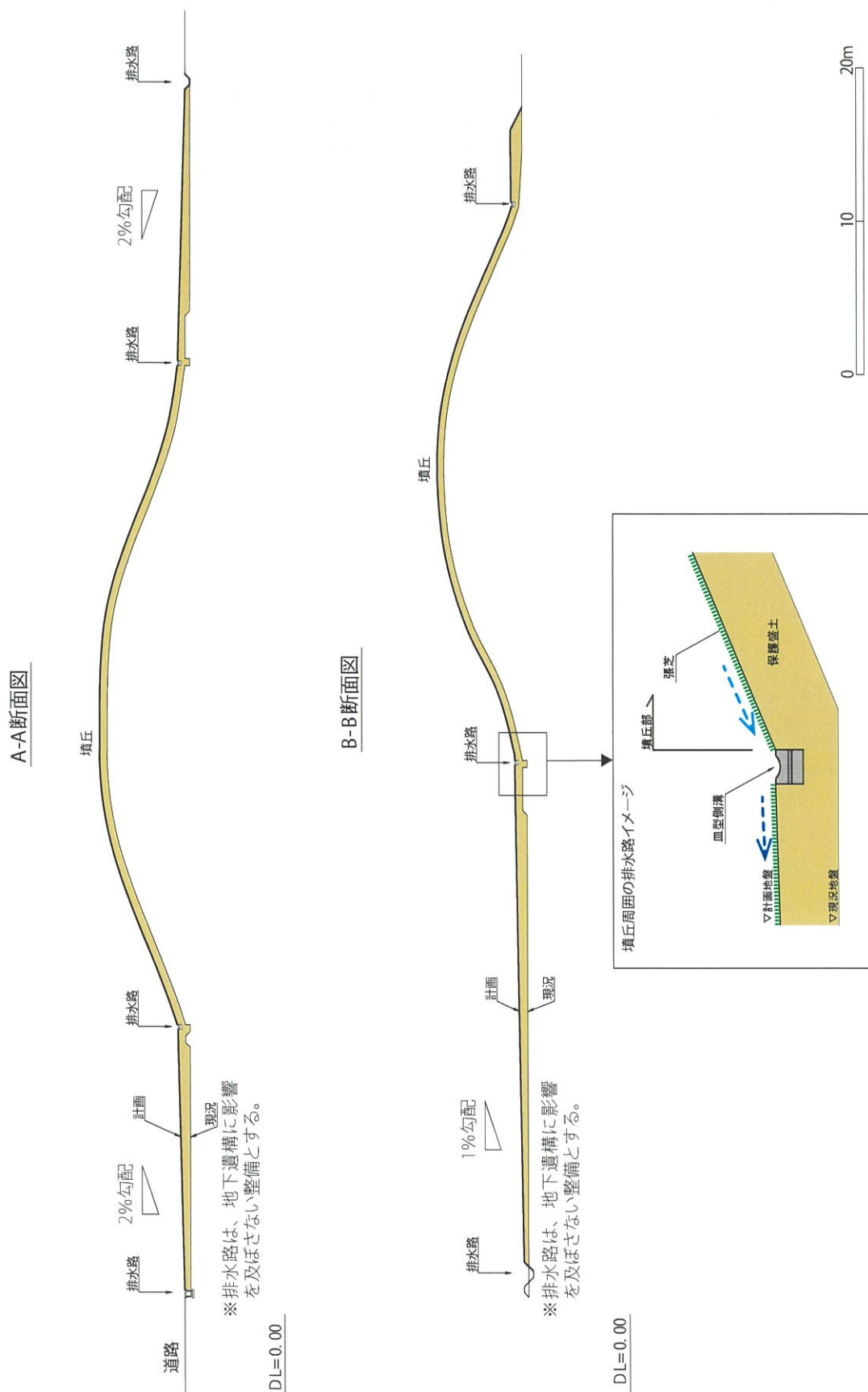


図5-7 墳丘の排水計画断面イメージ図

(3) ふれあい・学習ゾーンの造成手法

学校教育や見学、地域住民による活用にあたり、史跡を保護するとともに水はけを改善するため、現在の墳丘裾の地盤面高さまで盛土を施す。

本ゾーンにおける活用に設置が望ましい東屋、ベンチなどの施設は、必要最小限の数量とし、基礎コンクリート等が盛土厚に納まる断面構造のものとする。

排水については、墳丘の排水処理と区分し、史跡指定地の縁に排水路を敷設し、指定地南側の既存排水路に排水する。(図 5-6) 排水路についても、盛土厚に納まる断面構造とする。

(4) 緩衝ゾーンの造成手法

「緩衝ゾーン」は、公有地化した後に、発掘調査によって遺構の状況を把握した上で、保護盛土など適切な保護措置を行う。

第4節 遺構の表現及び公開に関する計画

本史跡の本質的価値として最も重要な要素といえる墳丘及び墓坑や木棺の位置について適切に見学者に伝えるため、以下の手法を採用する。

(1) 基本事項

墳丘及び墓坑や木棺位置を四方から確認できるよう可能な限り、墳頂部の既存構造物（稲荷社石碑、大乘妙典塔碑）を除却・移設するとともに、墳丘周辺には視界を遮るような便益施設、植栽等は整備しない。

墳頂部には、墓坑の範囲や土器祭祀の状況、木棺の形状、位置を示す平面表示を施す。

なお、木棺の立体的な構造や副葬品などについては、今後 VR・AR などの活用も検討し、見学者にその内容をわかりやすく伝える手法を計画していく。

(2) 墓坑及び木棺の平面表示手法

墓坑については、墳頂部にその範囲を自然土舗装などで表示する。

木棺の形状や位置については、発掘時に作成した 3D データを基にコンピューターグラフィックにより木棺の平面を再現し、グラフィックパネル出力したもので表示することを想定し、木棺の位置及び副葬品の配置を記す。



図 5-8 墳丘部の施設配置図



写真 5-1 写真グラフィックによる木棺の平面表示（井出二子山古墳）



写真 5-2 参考：現地に設置した木棺シート

第5節 施設等整備計画

(1) 基本事項

史跡指定地内は、最小限の施設整備とし、遺構表示のほか、園路・階段、案内・解説サイン、東屋、ベンチ、スツールを整備する。

墳丘については、墳頂部まで利用者が立ち入るための階段を整備するほか、前述の遺構平面表示を施すが、いずれも十分な保護盛土をした上で、墳丘や墓坑などに影響のない整備とする。

(2) 園路・広場計画

史跡の保存を図り、安全に指定地内を利用・観覧することを目的とした園路の整備を図る。

墳頂部には遺構を表示し、史跡の解説を行うことから、墳頂部にアプローチする階段通路を設置する。階段は保護盛土内におさまるものとし、階段通路についても砂利敷き程度の簡易な舗装構成とする。

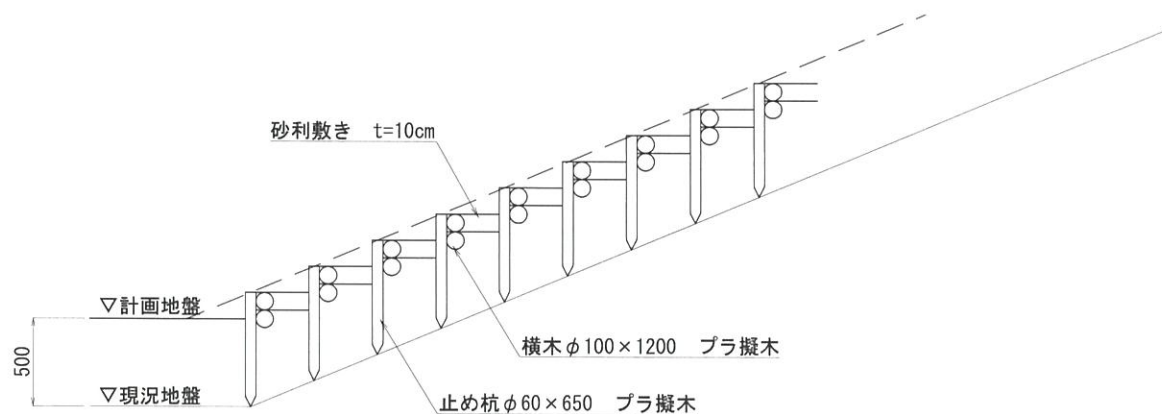


図 5-9 階段の整備イメージ図（再掲）

一方「ふれあい・学習ゾーン」は低地の広場構成とし、現況の水田に盛土造成した平坦な芝生広場とする。芝生広場内には、見学者や体験学習等の利用者の移動経路として、解説拠点や休憩・古墳撮影拠点などを結ぶ動線上に幅員 2.0 m 程度の園路を整備する。園路舗装は歩行性を考慮し、高齢者や女性、ベビーカー等にも優しい舗装材（自然土舗装等）を選定する。



写真 5-3 芝生広場の園路イメージ



写真 5-4 階段通路イメージ

(3) 案内・解説施設に関する計画

現在、墳丘北側に既設解説サインが1基設置されている。整備にあたっては、メインエントランスとなる敷地南西に、案内・解説サインを1基設置する。案内・解説サインは、既存の解説サインを移設し、施設全体の案内情報を共架したものとする。墳頂部には墓坑・木棺、副葬品など詳細を記した解説サイン1基、周囲の眺望を説明する展望サイン1基を設置する。また、VR・ARなどの活用を検討していきたい。サインの形状・色調については、周辺景観や墳丘の眺望に影響のないものとし、盤面の向きや角度については誰もが見やすいよう配慮する。



写真 5-5 城の山古墳 既設解説サイン



写真 5-6 解説サインイメージ



写真 5-7 展望サインイメージ

(4) 管理施設及び便益施設計画

史跡指定地内において、「史跡等整備のてびき III技術編」の第3節第1項に記載された維持管理施設のうち、排水設備及び芝生広場の散水のための上水道設備を敷設する。電気設備については、原則、夜間利用を想定していないため、史跡指定地内に設置しない。

便益施設については、見学等の際の降雨や日差し避けのための東屋を設置する。また、古墳の眺望や撮影を楽しむためのベンチ、スツールを古墳の周囲に配置する。

現状では駐車場や駐輪場、トイレは史跡近傍に用地確保が困難なためサービスゾーンに整備する。

第6節 修景及び植栽に関する計画

墳丘の周囲を巡る雨水排水路については、本史跡と関連する周濠跡の表示と誤解されないよう暗渠等とする。墳丘上の新たな植栽は、史跡保護の観点及び墳丘の印象が異なる恐れがあることから行わない。墳丘の北側については、民家や墓地への動線を制限する目的で、農業道路の南側に沿って墳丘の景観に影響のない低木を植栽する。

原則として史跡指定地内には高木植栽は行わない。

墳丘上の既存樹木（スギ）については、調査の結果、現時点では概ね健全であること、これまでスギを含めた姿が城の山古墳を視認する手段であり、市民に親しみをもって認識されている景観であること、樹木が持つ保水力を考慮し残置することを基本とする。ただし、樹勢衰退による倒木や落枝など、墳丘の保護や見学者の安全性の確保の観点から判断し、やむを得ない樹木は伐採するが、伐採は必要最低限に止める。なお、伐採後の植栽は行わない。

第7節 周辺地域の環境保全に関する計画

本史跡においても、周辺地域について地域住民とともに史跡との調和を目指した景観作りに取り組む必要がある。道路施設の色調、民家や建物の外観や色調、道路に面する塀、植栽樹木等や鉄塔・電柱などの通信施設等について、理解と協力を求める。

また、当面は大規模な行為等に対しては新潟県景観計画に基づく景観計画を活用するとともに、将来的に本市が景観条例や景観計画を策定する際には、本史跡周辺の地域を景観形成の重点的な区域として独自の景観形成基準を設けることなどを検討する。

第8節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

整備事業にあたり、以下の調査、手続き、協議などが想定される。

今後の事業推進にあたっては、次表をふまえ関係機関と事前協議を十分に行うとともに各段階においても連携して対応を進め、円滑な事業展開を図ることとする。

表 5-2 整備事業に関連する調査、協議など

目次構成	整備事業に必要なとなる主な調査等	協議先など
(1) ゾーニング・全体配置計画	【本事業にかかる調査・届出・協議】 ・開発に関する協議 ・土地取得時の農振法に基づく農用地除外 ・灌漑用パイプライン引き直しにかかる土地改良区との協議	・市長部局 ・胎内市財政課 ・胎内市地域整備課、農林水産課 ・胎内川沿岸土地改良区業務課
(2) 遺構の保存に関する計画	【遺構保存にかかる協議】 ・石碑、石碑等の移設協議	・大塚集落、土地所有者等
(3) 地形造成に関する計画	【造成にかかる調査・届出】 ・開発に関する協議 【排水にかかる調査・届出】 ・下流河川の流下能力など調査	・胎内市地域整備課 ・胎内川沿岸土地改良区業務課 ・新潟県（胎内川河川管理者）
(4) 遺構の表現及び公開に関する計画	【遺構の内容にかかる検討】 ・整備委員会などによる表現方法の検討	・整備委員会（今後設立予定）
(5) 施設等整備計画	【園路・広場など整備にかかる調査・届出】 ・開発に関する協議	・胎内市地域整備課
(6) 修景及び植栽に関する計画	【植栽・伐採にかかる調査・届出】 ・土壌調査	—
(7) 周辺地域の環境保全に関する計画	【環境保全にかかる調査・届出】 既往の動植物調査をふまえて以下の現地調査を実施 ・植物（貴重種等）のモニタリング調査（通年） ・猛禽類の営巣状況などモニタリング調査（4～5月）	
(8) 整備事業に必要なとなる調査等に関する計画	【ガイダンス施設の建築にかかる調査・届出】 ・地質調査 ・地形測量、用地測量 ・建築確認申請	・胎内市地域整備課
(9) 公開・活用に関する計画	【施設の建築にかかる調査・届出】 ・地質調査 ・建築確認申請 ・浄化槽設置届 ※測量・開発許可は全体で行う	<確認申請> ・新発田地域振興局 <水道、電気> ・東北電力、水道局
(10) 管理・運営に関する計画	【運営にかかる協議】 ・運営体制に関する協議 ・運営内容に関する協議	・地元自治会 ・小中学校 ・市民団体 ・民間企業
(11) 事業計画	【事業実施にかかる協議】 ・事業の実施時期 ・事業内容	・地元自治会 ・小中学校 ・市民団体 ・民間企業
(12) 現状変更許可申請		・文化庁 ・新潟県

※上記の調査のほか、必要に応じて発掘調査を実施する。

第9節 公開・活用に関する計画

(1) 基本事項

良好な状態で史跡を保存していくために、史跡の本質的価値を損なうことなく将来に継承していくためには、より多くの人と史跡に関する情報を共有し、愛着を醸成していくことが重要である。このような視点から、活用の方向性を以下に提示する。

●将来へ情報共有し継承する公開・活用

- ・学校教育、社会教育現場への学びの「場」「コンテンツ」の提供 →学校、一般市民対象

●愛着を醸成していく公開・活用

- ・観光への活用やイベントの実施 →市民・県民・国民対象
- ・印刷物、ホームページ、SNS を活用した史跡の魅力や公開活用事業の情報発信 →市民・県民・国民対象
- ・市民が古墳に触れる機会の創出 →市民対象

(2) 計画の具体化

1) 将来への情報共有と継承：学校教育・生涯学習への活用

学校教育においては、現在も小学校2校において、出前授業や史跡見学、研究発表を行っているほか、中学校や高校で出土品の見学や古墳学習も行われている。

これらの活用は史跡の整備状況に関わらず実施可能であることから、今後も継続していく。

また、以下のような体験学習メニューを拡充し、市内の学校や奥山荘歴史館などでこれらを実施することも検討する。

<体験学習メニュー（案）>

- 木棺 …既存の木棺シートとレプリカを用いて棺の大きさや副葬品の配置を体感
- 玉類 …勾玉づくり
ガラス製小玉アクセサリーづくり
- 銅鏡 …銅鏡磨き
- 弓箭、鞍…菱形紋太糸のコースターづくり
両頭金具弓矢による弓矢的当て

生涯学習においては、周辺の遺跡も含め見学・学習する機会を設け史跡を市民により良く理解してもらうことで、本史跡に関心を持つ人材を確保し、管理・運営への参加を促していく。また、市民が史跡にさらなる親しみや関心を抱いてもらう取組として、「紫雲寺潟開拓絵図」「越後輿地全図」などの絵図や「一籠山の伝説」などの記録・伝承を活用した講座やパンフレットの刊行を検討する。

2) 愛着の醸成：歴史観光としての活用

観光活用においては、城の山古墳が立地する大塚集落は、公共交通機関によるアクセスが難しく市内の観光エリアからも離れていることから、本市観光の一拠点を担うことは難しい。しかし、本市には史跡奥山荘城館遺跡を始めとする歴史資源が点在しており、周辺の同時期遺跡やこれらの歴史資源と連携した活用は効果的である。

後述のようにレンタサイクルなどの仕組みの整備を検討し、これら歴史資源と円滑にネットワークすることで歴史観光としての活用を検討する。

3) 愛着の醸成：城の山古墳の発信、市民利用の促進

本史跡の魅力をより多くの人に知ってもらう契機として、各種媒体による情報発信に加え、イベントや商品開発などによる発信を行う。

イベントでは、古墳のライトアップや古墳まつりなど、より多くの人が利用できるイベントを開催し、市内の菓子店や商工会などと連携し、城の山古墳をモチーフとした商品開発なども検討する。

また、「ふれあい・学習ゾーン」は、地域住民にも積極的な活用を促す。

＜本史跡の発信手法（案）＞

- イベント…古墳への灯籠展示、古墳まつり、自然観察会等
(祭祀儀礼の再現、古墳時代の食など)
- 商品開発…古墳オムライス、古墳マフィン、古墳アイス
- SNS対応…写真映えするスポットの整備

4) 情報共有、継承、愛着醸成の拠点づくり：ガイダンス施設の設置

現在、本史跡の副葬品等については奥山荘歴史館に展示されており、周辺の土地利用状況から史跡近傍に用地を確保できないことなどから、当面は継続して歴史館での公開展示を基本とする。

ただし、本史跡の本質的価値に対する理解をさらに深めるためには、史跡近傍に出土品展示や解説展示をするためのガイダンス施設があることが望ましく、副葬品の重要文化財指定を視野に入れ、将来的には、本史跡の近傍にガイダンス施設の設置を検討する。



写真 5-8 エントランスホールイメージ
(郡山市大安場古墳ガイダンス施設)



写真 5-9 展示室イメージ
(能美市歴史民俗資料館)

5) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

将来的に、本史跡は周辺の同時期の遺跡を巡る拠点とし、図5-9のように周辺遺跡を巡る有機的な活用を目指す。

城の山古墳を中心に、自転車で周辺の同時期遺跡を巡れるよう、史跡指定地内に駐輪スペースを確保するとともに、史跡指定地から400mほど離れたサービスゾーン（駐車場等を設置）にレンタサイクルポートの設置を検討する。

自転車で周辺遺跡を巡る事で、各遺跡の距離感や規模を実感できるものとする。

将来的には、必要に応じて自転車移動のための誘導サイン及び各遺跡の解説サインを整備する。

なお、周辺の同時期の遺跡のほか、本史跡の出土品を展示している奥山荘歴史館など、図2-15や図5-1に示す周辺の施設などとも連携を図る。



図5-10 周辺の同時期遺跡との有機的活用

第10節 管理・運営に関する計画

(1) 基本事項

史跡の保存・活用のために、地域住民や市民との協働、関係機関・関連団体との連携を早期に構築する。

(2) 運営の方法

■保存管理体制

本史跡の保存管理は、胎内市教育委員会生涯学習課が主体となり、公有化を図りながら史跡全体を適切に保存管理していく。史跡の見守りなど日常的な保存管理については、地域住民と協力、連携を図りながら行うことを目指す。

■活用の運営体制

活用の運営にあたっては、生涯学習課を主体とし、市民と連携して実施できる体制を目指す。また新たな活用方法について、有識者からなる史跡整備検討委員会での指導をもとに検討していく。

市内の歴史的資源との連携や、関連商品の開発、観光的な活用においては、胎内市観光協会や各種観光施設、企業などとも積極的に連携を図るものとする。

■市民との協働体制

史跡の保存・活用においては、地域住民をはじめとする市民の理解と協力が不可欠である。多くの市民が本史跡に訪れその価値に触れることで、史跡の保存と活用の気運が高まり、将来の史跡保護にもつながる。そのため公開・活用など史跡の価値に触れる機会を通じ、城の山古墳に関心のある人々や市民との連携による官民協働体制を構築して、保存活用を推進していく。具体的には、城の山古墳サポートクラブ（仮）を創設し、サポートクラブと協働して史跡の管理やボランティアガイドを行っていく。

(3) 体制の強化

現在、城の山古墳は胎内市教育委員会において、維持管理を行っている。本計画に基づく史跡の整備後には、新たに日常の維持管理（樹木管理・諸施設管理）（更新を含む）等が必要となる。

管理運営主体は引き続き胎内市教育委員会となるが、適宜、地域住民や関係団体等との協力・連携を図ることも必要となる。さらには国や新潟県、胎内市関係部局、教育機関や専門家等との情報共有も密に行いながら、将来にわたる円滑な管理運営のために体制強化が必要である。